

# 日本中央競馬会個人情報保護規則

(平成16年12月9日 理事長達第34号)

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）に規定するもののほか、本会における個人情報（個人情報保護法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、その適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において「保有個人情報」とは、本会の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、本会における法人文書（日本中央競馬会法人文書管理規則（平成14年理事長達第23号）に規定する法人文書をいう。）に記録されているものに限る。

2 この規則において「事業所」とは、日本中央競馬会組織規程（平成19年理事長達第30号。以下「組織規程」という。）に規定する本部の附属機関及び競馬場をいう。

## 第2章 役職員の責務

(責務)

**第3条** 役職員は、保有個人情報の適正な利用及び管理を行うため、個人情報保護法の趣旨を理解するとともに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないこと。
- (2) 新たに個人情報を取得しようとする場合は、原則としてあらかじめ本人に対して利用の目的を明示すること。
- (3) 前号に規定する利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないこと。
- (4) 保有個人情報の利用は、あらかじめその利用を許可されている場合であつて業務上必要と認められるときに限るものとし、その内容をみだりに他人に知らせ、又は特定された利用の目的以外に利用しないこと。
- (5) 保有個人情報を厳重に管理するとともに、許可なく本会以外の者に提供し、又はその取扱いに係る業務の委託をしないこと。
- (6) 保有個人情報とその利用を許可されていない第三者に閲覧されることのないよう、必要な措置をとること。
- (7) 保有個人情報の適正な管理について、必要な知識の習得及び理解に努めること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、第6条及び第7条に定める総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、保有個人情報の適正な管理に努めること。

(委託に際しての契約事項)

**第4条** 役職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を本会以外の者に委託する場合は、当該業務を受託した者との契約において、別に定める保有個人情報の適正な管理に関し遵守すべき事項を明確にしなければならない。

### 第3章 管理体制

#### 第5条 削除

(総括保護管理者)

**第6条** 本会に、総括保護管理者を置き、総務担当理事をもってこれに充てる。

2 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括し、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の保護に関する事務の指導及び監督に関すること。
- (2) 第10条第4項に規定する理事長の指示の実施に関すること。
- (3) 保有個人情報の管理に係る実施基準の整備に関すること。
- (4) 保有個人情報に係る教育及び研修の計画に関すること。
- (5) 個人情報ファイル簿（個人情報保護法第11条に規定する個人情報ファイル簿をいう。）の作成及び公表等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な管理を行うために必要な事務に関すること。

(保護管理者)

**第7条** 本部の各部（コンプライアンス推進室を含む。）及び各事業所に保護管理者を置き、当該部又は事業所の長をもってこれに充てる。

2 電磁的記録による保有個人情報については、前項の規定による保護管理者のほか、情報システム部長を当該保有個人情報に係る保護管理者とする。

3 保護管理者は、当該部又は事業所における保有個人情報を適切に管理する任に当たり、次に掲げる事務を行う。この場合において、電磁的記録による保有個人情報に関する事務を行うときは、前項に規定する保護管理者とともに当該事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報の保管及び管理に関すること。
- (2) 保有個人情報の利用の制限に関すること。
- (3) 保有個人情報の役職員以外の者への提供に関すること。
- (4) 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託の実施に関すること。
- (5) 保有個人情報の複製、送信等についての許可に関すること。

- (6) 保有個人情報の訂正の実施に関すること。
- (7) 保有個人情報の消去又は廃棄に関すること。
- (8) 保有個人情報に係る教育又は研修の実施に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護に係る事項であつて総括保護管理者の指示する事務の実施に関すること。

(保護担当者)

**第8条** 前条第3項各号に掲げる事務について保護管理者を補佐するものとして、保護担当者を置く。

- 2 保護担当者は、組織規程に規定する室、課、場外勝馬投票券発売所、診療所、競走馬診療所及び競走馬総合研究所常磐支所の長（コンプライアンス推進室にあつてはコンプライアンス推進室長が指名した職員）をもってこれに充てる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、保護管理者である者が保護担当者に充てる職位を兼ねる場合その他保護担当者を置くことを要しない場合は保護担当者を置かないことがある。

**第9条** 削除

(緊急時の対応)

**第10条** 役職員は、保有個人情報の漏えいその他の個人情報の適正な管理を行う上で問題となる事案が発生したとき又は発生する可能性が高いと認められるときは、直ちにその旨を保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受けたときは必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、発生した経緯、被害の状況その他必要な事項を調査し、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。
- 3 総括保護管理者は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を速やかに理事長及び日本中央競馬会情報セキュリティ管理規程（平成27年理事長達第43号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者に報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の報告に基づく理事長の指示を受け、事案の発生した原因を分析し再発防止のための必要な措置を講ずるとともに、事案の内容及び当該事案が与えた影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表並びに当該事案に係る本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）への対応等の措置を講ずるものとする。

(その他)

**第11条** この規則の実施に関し必要な細則は、理事長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に本会以外の者に委託している保有個人情報に関する業務については、この規則の施行後90日以内に、第4条の規定に基づき、当該業務について遵守すべき事項を明確にしなければならない。

附 則 (平成19年9月6日理事長達第39号)

この通達は、平成19年9月16日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日理事長達第67号)

(施行期日)

1 この通達は、平成20年1月1日から施行する。

2 [略]

附 則 (平成23年2月23日理事長達第7号)

この通達は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月5日理事長達第2号)

この通達は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月18日理事長達第46号)

この通達は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月22日理事長達第6号)

(施行期日)

1 この通達は、平成29年3月1日から施行する。

2 [略]

附 則 (令和2年8月13日理事長達第23号)

この通達は、令和2年8月13日から施行する。